

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	1	府省庁名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	東日本大震災により被災したため従前と異なる場所に鉄道路線が移設される場合における用地取得に係る特例措置の廃止		
見直し内容 (概要)	<p>・ 特例措置の内容</p> <p>東日本大震災により被災したため従前と異なる場所に鉄道路線が移設される場合における用地取得に係る不動産取得税の課税標準に対する特例措置を廃止する。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第51条の2第2項、第4項</p> <p>地方税法施行令附則第31条の2第1項、第2項、第4項</p> <p>地方税法施行規則附則第22条の4第2項</p>		
増収見込額	[平年度] — (—)	[改正増減収額] —	(単位：百万円)
廃止又は縮減の理由	<p>東日本大震災により被災したため、沿線自治体の復興のための計画にあわせて、従前と異なる場所に新たに用地を取得し鉄道路線を移設する場合、費用負担がさらに著しく増加するものと見込まれることから、鉄道路線の復旧・復興を円滑に進めるため、用地取得に係る不動産取得税の課税標準に対する特例措置が設けられていたところである。</p> <p>平成29年度末までに、達成目標であるJR東日本常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田間）及び仙石線（陸前大塚～陸前小野間）の用地取得が完了する見込みであることから、本特例措置の適用期限である平成30年3月31日をもって、廃止とする。</p>		
ページ		1-1	